

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書 (例)

里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領 (令和 年 月 日 林整森第 号林野庁長官通知) に基づき、〇〇森を守る会活動組織と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第1条 この協定は、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金による活動 (以下「活動」という。) が円滑に実施できるよう、〇〇活動組織と森林所有者の間で明らかにすべき内容等を定めることを目的とする。

(協定の対象となる森林)

第2条 協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地 北海道〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇 (〇〇林班〇〇小班)

面積 〇〇.〇ha

計画図 別紙の「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」に定めるとおりとする。

注：所在地については、可能な限り該当する林小班名も併記すること。

(協定期間)

第3条 活動に伴う協定期間は、協定締結の日から令和15年3月31日までとする。

(対象となる森林の取扱い)

第4条 〇〇森を守る会活動組織と森林所有者は、活動の期間中に森林経営計画を策定するものとする。

2 〇〇森を守る会活動組織と森林所有者は、協定の対象となる森林において活動計画の期間中に森林経営計画が策定された場合であっても、前項後段の立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合の事前協議に関する規定及び第6条の規定は有効とする。

活動期間 (3年間) + 活動完了から5年間は、国要領で、「転用による対象森林面積の減少」に該当する場合は、当該対象森林部分に相当する交付金を遡って返還することもありますので、協定書を結ぶ際は、森林所有者に説明のうえ8年以上の期間締結するのが望ましい。

(活動計画)

第5条 活動組織が行う活動は、「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」に定めるとおりとする。

(その他)

第6条 利用する資源の範囲及び収益の取扱いについては、〇〇活動組織と森林所有者は、事前に協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、〇〇活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

〇〇森を守る会活動組織

住所 北海道〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇
代表 〇〇 〇〇 印

住所 北海道〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇
〇〇 〇〇 印

住所 北海道〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇
〇〇 〇〇 印

住所 北海道〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇
〇〇 〇〇 印

活動組織の代表が所有者と同一の場合、代表と所有者が同一名で協定を締結。

所有者が3名(複数)の場合は、3名と協定を締結。